

公益社団法人埼玉県理学療法士会 災害対策委員会規程

令和3年12月30日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県理学療法士会（以下、本会）災害対策委員会について必要な事項を定めるものとする。

(区別)

第2条 災害対策委員会は特別委員会とする。

(構成)

第3条 災害対策委員会は委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長ならびに委員は本会会員より公募する。
- (2) 本会会長が委員を選出し、委員はその中から委員長を選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第5条 委員会の職務は、以下の通りとする。

- (1) 災害対策に関する情報収集と集約をおこなう。
- (2) 災害対策に関する本会会員の相談窓口となる。
- (3) 災害対策および災害リハビリテーションの普及・啓発を図る。

(開催)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し随時開催する。

(運営)

第7条 委員長は必要に応じて委員会を招集しその議長となる。

- (1) 委員長は特に必要と認めた時は委員以外の者を出席させ意見を聞きまたは資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会を開催した場合は速やかに議事録を作成し本会理事会に報告する。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は理事会の決議を必要とする。

付則

この規定は令和4年4月1日から施行する。